

議 答 申 個 第 3 6 号

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

生駒市教育委員会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する  
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

平成 3 0 年 1 月 1 5 日付け生教総第 6 2 9 号で諮問のあったことについて、当審議会の  
意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>幼稚園及び学校諸費用徴収に係る通信回線を用いたWeb学校諸費用口座振替サービス及び保護者負担経費会計システムを利用するにあたり、株式会社南都銀行及び公益財団法人京都高度技術研究所と実施機関（生駒市教育委員会）の個人情報処理する電子計算機と結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。          なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられること、また不要になった個人情報は適宜消去されるよう申し添える。</p>
<p>審議内容</p>	<p>当審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（仮想パソコン用サーバを構築することによる実施機関内部のネットワークとの分離、通信経路上の安全性、インターネット回線から内部への侵入を防止する対策）並びに本件結合による事務処理の効率性及び公共性について、慎重に審議した結果、本件結合は、公益上必要性があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>平成30年2月7日</p>
<p>結合先</p>	<p>南都銀行、京都高度技術研究所</p>
<p>所管課</p>	<p>教育振興部 教育総務課、同部 こども課</p>